

律令祭祀の変質と律令外祭祀

三橋 正*

はじめに

記紀神話と律令国家の祭祀制度が神道の形成を決定づけたことは確かである。けれども詳細な検討を加えていくと、「神祇令」に規定された律令祭祀であっても、制定当初から完全な実施が難しかった実態が浮かび上がってくる。律令祭祀の根幹は二月の祈年祭と六月・十二月の月次祭における班幣儀礼にあるとされるが、それについて神祇官に百官を集める規定があり、更に六月・十二月の大祓と合わせて一年に計五回も全官人を対象とした神事が挙行されていたとは考え難い。⁽¹⁾ また皇祖神をまつる伊勢神宮についても、古代国家の対応に時代ごとの変化が見られる。⁽²⁾ これまでの研究では、あるいは神祇を記紀神話との一体性でとらえ、⁽³⁾ 「伝統」という継続性を重視する立場から制度的確立を遡らせて考えたり、⁽⁴⁾ 「神祇イデオロギー」などという語を用いて国家支配における精

神的役割を強調したりするなど、研究者の思想や立場が影響を及ぼす傾向があった。⁽⁵⁾ いずれの立場でも、古代の律令祭祀の歴史的意義を議論しようとした結果、その実態が明確にならないものを後世の史料から類推して論じている部分が多いのである。しかし、祭儀の詳細を伝える平安時代の史料が神祇祭祀形成当初の姿をそのまま伝えているとは考えられないし、神祇にイデオロギー的な意味が託されていたとする見解も想像の域を出ていないと思われる。神祇祭祀の実態が如何なるもので、実社会に如何なる影響を及ぼしたかは、慎重に吟味し直さなければならぬ。そこで本稿では、これまでの研究で認識されながらも、古代神祇史の核心とは見なされなかった諸点を指摘し、今後の研究の方向性を提示したい。特に「神祇令」に規定された祭祀のみを「律令祭祀」とし、同時代の他の国歌祭祀を「律令外祭祀」として区別し、両者の関係を考察することで問題点を鮮明にさせたいと思う。

一、「神祇令」と律・格・式

前稿で、律令祭祀、特にその四時祭（年中行事）的な規定は過去に定例化した祭祀をそのまま明文化したのではなく、律令国家の神祇のあるべき姿を提示した極めて理念的なものであったことを論じた。これを律令制定時の時代状況に当てはめれば、律令の編者は、唐の「祠令」に見られるような整然とした祭の体系を参照して、それに見劣りしない日本独自の祭祀体系を「神祇令」で示した。それは、天武・持統朝に行なわれたことのある行事を中心に作られたものではあったが、『大宝令』制定以前に全体として実践されたことはなく、その実効には多大な困難があったことになる。

これは、「神祇令」を施行するために必要な律・格・式を検討しても明らかである。令は、行政機構をはじめとする国家の運用を定める基本法で、現在の行政法に相当する。その運用には、刑法に相当する律が必要であり、また現実に対応した修正法・追加法としての格を出し、それらの施行細則である式(例)を制定することが不可欠であった。つまり、罰則規定(律)があつてはじめて法律(令)の施行が徹底され、それを実践していく中で必ず修正(格)と細かな運用規定(式)が必要とされていくのである。

現存する「神祇令」(全二十条を①～⑳で表わす)は養老四年(七十二〇)に制定された『養老令』のものであるが、大宝元年(七〇一)制定の『大宝令』からほとんど変更がなかったと考えられている。その「神祇令」では、冒頭①～⑨(事実上の第一条)で一年間に神祇官がまつる十九(十三種類)の祭を規定し、最後に「前件諸祭、供_レ神調度及礼儀、齋日皆依_レ別式、其祈年・月次祭者、百官集_レ神祇官、中臣宣_レ祝詞、忌部班_レ幣帛」とある。祭に必要な道具・儀式次第・潔齋日数については「別式によれ」としているが、この「別式」が「神祇令」制定時に存在しなかったことは、手本とした「祠令」にある祭の種別と潔齋期間が「神祇令」に欠落していることから明らかであろう。式としては、平安時代に入って『弘仁式』(八二〇)、『貞観式』(八七一)、そして両者を統合・発展させた『延喜式』が制定された。この『延喜式』における規定をも律令祭祀制定時の実態解明に遡及させる研究も見られるが、その扱いには慎重さが求められる。

「神祇令」⑫に「凡一月齋為_二大祀、三日齋為_二中祀、一日齋為_二小祀」とあり、大祀・中祀・小祀という祭祀の等級と潔齋日数が規定されているが、どの祭が対応するかは示されていない。『延喜式』(卷一・四時祭

上)の冒頭に、

凡_二踐祚大嘗祭為_二大祀、祈年・月次・神嘗・賀茂等祭為_二中祀、大忌・風神・鎮花・三枝・相嘗・鎮魂・鎮火・道饗・園韓神・松尾・平野・春日・大原野等祭為_二小祀、風神祭已上、並諸司齋之、鎮花祭已下、祭官齋之、但小祀祭官齋者、内裏不_レ齋、其遣_レ勅使_レ之、齋者齋之

とあるが、賀茂祭・園韓神祭・松尾祭・平野祭・春日祭・大原野祭という平安時代に朝儀とされた祭をも含めた規定であることから、『弘仁式』以降に制定・改変されたと考えられる。また、後述するように「神祇令」⑧で踐祚と毎年の儀を共に「大嘗」としているのに対し、ここでは「踐祚大嘗祭」と「新嘗」と使い分けている点も注目する必要がある。さて、祭祀の執行には潔齋が不可欠とされ、「神祇令」⑪に、

凡_二散齋之内、諸司理_レ事如_レ旧、不_レ得_二弔_レ喪、問_レ病、食_レ完、亦不_レ判_二刑殺、不_レ決_二罰罪人、不_レ作_二音樂、不_レ預_二穢惡之事、致齋、唯為_二祀事、得_レ行、自余悉断、其致齋前後、兼為_二散齋、

と規定されている。唐の「祠令」(『唐令拾遺』「祠令」三八)に、諸大祀、散齋四日、致齋三日、中祀、散齋三日、致齋二日、小祀、散齋二日、致齋一日、散齋之日、齋官昼理_レ事如_レ故、夜宿_二於家正寝、惟不_レ得_二弔_レ喪問_レ疾、不_レ判_二署刑殺文書、不_レ決_二罰罪人、不_レ作_レ樂、不_レ預_二穢惡之事、致齋、惟祀事得_レ行、其余悉断非_レ応、散齋・致齋者、惟清齋一宿、於_二本司及祠所、

とある条文と比較すれば明らかのように、「神祇令」は「祠令」の一条を⑪⑫の二条に分割し、かつ簡略化したのである。散齋時の禁忌事項の一つとして「食宍(食肉)」を加えていることに日本の独自性が認められるというが、ごく一部の改変であり、その一事を以て日本に厳格な「齋」規定が以前から存在していたと考えるのは早急に過ぎるであろう。

また、「神祇令」制定当初に「齋」規定が厳格に守られてたかも疑わしい。「職制律」に、

凡大祀不預申期、及不頒告所司者、笞五十、以故廢事者、徒一年、依令、祭祀所司、預申大政官、々散齋之日、平旦頒告所司、其不預申期、及不頒下者、笞五十、即雖申及頒下、事不周悉、所坐亦同、以故廢祀事者、所由官司徒一年、應幣帛之屬、不如法、杖六十、謂、連坐者、各依公坐法、節級得罪、謂、依常典、一事有闕數者、杖八十、闕小事、全闕者、杖一百、全闕、謂、一座違者、闕數者、杖八十、謂、小事、全闕者、杖一百、全闕、謂、一座、中小祀遞減二等、從大祀以下犯者、中祀減大祀二等、余余中小祀准此、謂、下條大祀在散齋、弔喪問疾、盜律盜大祀神御物之類、本條無中小祀罪名者、准此遞減

凡大祀、在散齋而弔喪問疾、判署刑殺文書、及決罰、食宐者、笞五十、奏聞者、杖七十、刑、謂、定罪、殺、謂、殺戮罪人、此等文書不得判署、及不得決罰杖笞、違者笞五十、若以此刑殺決罰等事、奏聞者、杖七十、致齋者、各加二等、以此刑殺決罰等事、奏聞者、杖七十、

とあり、祭の期日を事前に告げなかった者や、散齋の期間に禁忌を犯した者への罰則が規定されている。しかし、これも唐律に基づくし、実効を証明する史料はない。「齋」規定については、『類聚三代格』（巻一・祭并幣事）に、

太政官符

改仰齋日一事

右掬令条、凡祭祀、所司預申官、々散齋日平旦、頒告諸司、其散齋之内、不得弔喪、問疾、食宐、不判刑殺、不決罰罪人、不作曲樂、不預穢惡之事、今被右大臣宣稱、奉勅、散齋之日頒告諸司、諸司未承事之前、或有犯禁忌之徒、宜改令条散齋之前一日頒告諸司、自今以後永為恒例、

弘仁二年二月六日

とあり、この時点ではじめて、散齋初日の平旦（寅刻11午前四時頃）に諸官司へ祭があることを分け告げるのでは、（特に小祀のような祭当日

の一日しか齋のない場合に）禁忌を犯してしまう可能性があると思われ、（10）このことは、弘仁年間（八一〇〜八二四）までは「齋」の厳格な施行が問題にならなかったことを意味すると考えられる。それは「神祇令」⑪にある「穢惡之事」が「弘仁式」から具体的になり、『貞觀式』へと展開する中で日本独自の「穢」規定が形成されることに対応している。⁽¹¹⁾

また、『類聚三代格』（巻一・科祓事）に、

太政官符

定准犯科祓例一事

- 一、大祓料物廿八種承前惡祓料物准此重輸、今除下條亦同
 - 馬一疋 大刀二口 弓二張
 - 矢二具以十双為一具、已上三種並不限新舊 刀子六枚
 - 木綿六斤 麻六斤 庸布六段
 - 鍬六口 鹿皮六張 猪皮六張
 - 酒六斗 米六斗 稻六束
 - 鯪六斤 堅魚六斤 雜 腊六斤
 - 鹽六升 海藻六斤 滑海藻六斤
 - 食薦六枚 薦六枚 坏六口
 - 盤六口 柏十五把枚手六十枚料 匏 四柄
 - 柎 四枚長各一丈 席一枚
- 右關三意大嘗祭事、及同齋月内弔喪・問病・判署刑殺文書・決罰・食宐・預穢惡之事者、宜科大祓、所輸雜物具如前件、官人有犯、兼解見任、

一、上祓料物廿六種
(中略)

右闕^ニ怠新嘗祭・鎮魂祭・神嘗祭・祈年祭・月次祭・神衣祭等事、
 毘^ニ伊勢大神宮禰宜・内人^一、及穢^ニ御膳物^{ミケモノ}并新嘗等諸祭齋日、犯^ニ
 弔喪・問^レ疾等六色禁忌^一者、宜^レ科^ニ上祓^一、輸物如^レ右、

一、中祓料物廿二種、

(中略)

右闕^ニ怠大忌祭・風神祭・鎮花祭・三枝祭・鎮火祭・相嘗祭・道
 饗祭・平野祭・園韓神・春日等祭事、毘^ニ物忌^一・戸座^{ヘサ}・御火炬^{タカキ}、
 釵^{ケカシ}物忌女^ニ及触^ニ穢惡事^一預^ニ御膳所^一、并忌火等祭齋日毘^レ祝^ニ禰宜
 及預^ニ祭事^一神戸人^上、犯^ニ弔喪^一・問^レ疾等六色禁忌^一者、宜^レ科^ニ中
 祓^一、輸物如^レ右、

一、下祓料物廿二種、

(中略)

右闕^ニ怠諸祭祀事、及齋日毘^レ祝^ニ禰宜并預^レ祭神戸人^一、犯^ニ諸禁
 忌^一者、宜^レ科^ニ下祓^一、輸物如^レ右、

以前被^ニ右大臣宣稱^一、承前事有^レ犯科^レ被贖^レ罪、善惡^ニ一^ニ被重^ニ科^一
 人^一、條例已繁、輸物亦多、事傷^ニ苛細^一、深損^ニ黎元^一、仍今收張立^レ例
 如^レ件、其毘^レ傷若重者、被淨之外依^レ法科^レ罪、齋外毘^レ打者依^レ律科^レ決、
 不^レ在^ニ祓限^一、又祝^ニ禰宜等^一與人毘^レ打及有^ニ他犯事^一須^ニ科決^一者、先
 解^ニ其任^一即決罰、神戸百姓有^ニ犯失^一者、行齋之外決^レ罪如^レ法、今
 具^ニ奏狀^一奏聞、奉^レ勅、依^レ請、

延曆廿年五月十四日

とあり、弘仁以前では、延暦年間(七八二〜八〇六)に大きな法的見直
 しがあった。しかも、この格では神衣祭を新嘗祭などと同等に位置付け、
 「六色禁忌」という語を用いるなど、後の式と一致しない点が多く、更
 に改変されたことがわかる。つまり、「神祇令」について本格的な施行

に裏付けされた式(施行細則)が整備されていたのは平安時代に入っ
 てからであり、『大宝令』制定当初からの一貫性があったとは考え難い
 のである。

「齋」に関する規定は、日本的に改編されているとはいえ中国の制度
 を導入したもので、当初は実効性を伴わなかったと考えられる。律令祭
 祀も同様に時代ごとの改変がなされたであろうことは、容易に想像され
 る。それは、『日本三代実録』元慶八年(八八四)六月の条に、

十日、己亥、天皇御^ニ紫宸殿^一、神祇官大副從五位下大中臣朝臣有
 本昇殿、誦^ニ奏御体御卜^一、左大臣正二位源朝臣融行^レ事、其事具注^ニ
 別式^一、承和以後、此儀停絶、是日、尋^ニ旧式^一行^レ之、

とあり、月次祭に先立って行われる御体御卜という亀卜神事が承和年間
 (八三四〜八四八)以降に中断していたように、平安時代に入っても
 『延喜式』編纂までに祭儀の断絶と復活が認められるからである。⁽¹²⁾

古代国家は大宝元年に律令が編纂され、国家儀礼も完整したと認識さ
 れるものの、⁽¹³⁾『続日本紀』和銅四年(七一)七月甲戌朔条に、

詔曰、張^ニ設律令^一、年月已久矣、然纔行^ニ二^一、不^レ能^ニ悉行^一、良由^ニ
 諸司怠慢不^レ存^ニ恪勤^一、遂使^ニ名苑^一員数^ニ空廢^一政事^一、若有^ニ違犯^一而
 相^ニ隱考^一第^ニ者^一、以^レ重罪^一之、無^レ有^レ所^レ原、

とあり、元明天皇の詔に「律令が施行されて年月が経っても実際には僅
 かに一二しか行なわれていない」との嘆息が示され、施行の徹底が命じ
 られている。事実、旧来からの「跪伏の礼」を廃止する制がなかなか徹
 底できなかったように、⁽¹⁴⁾律令制の実現化は難航していたのである。それ
 は「神祇令」の諸規定も例外ではなかったはずで、律令祭祀についても
 神祇官機構の整備と並行して、実現化に向けた努力が続けられたと考え
 るべきであろう。

二、奈良時代における律令祭祀の変質

律令制定当初、奈良時代における律令祭祀の実態を示す史料は非常に限られている。しかし、聖武天皇による国分寺建立や盧舎那大仏建立などの国家仏教事業が推進される中で、律令祭祀が影響を受けなかったとは考えられない。平安時代に格式の編纂がなされる中で、それまでに変更されていた諸点が、「神祇令」にふさわしく改変されたことも想像される。ここでは、「神祇令」の規定と実態の隔離を指摘することで、奈良時代における変遷を見出そうと思う。

天皇の踐祚・即位に関わる条文として、「神祇令」⑩に「凡天皇即位、惣祭^三天神地祇、散齋一月、致齋三日、其大幣者、三月之内、令^三修理訖^二」¹⁴とあり、また⑪に「凡踐祚之日、中臣奏^三天神之寿詞、忌部上^三神璽之鏡劍^二」とある。この両条をめぐって様々な研究成果が出され、前者については大嘗祭前の奉幣とも一代一度大奉幣とも解釈され、¹⁵後者については踐祚儀の成立によって中臣氏の寿詞奏上と共に即位から大嘗祭辰日に移され、仁明天皇の大嘗祭を最後に消失するとされる。また、平安時代に編纂された『儀式』に記された即位儀礼と、律令国家草創期のそれとが大きく異なることも明らかにされている。¹⁶未だに解決を見ない点も多いが、このような天皇の踐祚・即位に関わる儀礼について変更がなされること自体に、神祇儀礼を施行するにあたって試行錯誤がなされたことを意味している。

これと対応して「神祇令」⑧に規定された十一月下卯日の「大嘗祭」の名称変化も見逃せない。⑭にも「凡大嘗者、毎^レ世一年、国司行^レ事、以外、毎^レ年所司行^レ事、」とあるように、「神祇令」では一代一度の儀も

毎年の儀も共に「大嘗」とされた。ところがこの名称規定は守られず、一代一度の「大嘗祭（大嘗会）」と毎年の「新嘗祭（新嘗会）」とが区別されるようになる。¹⁷

一代一度大嘗祭は『延喜式』（史料前掲）で唯一「大祀」とされているが、「齋」の期間については「神祇令」の規定以上に拡大されていたことがある。¹⁸『日本後紀』大同三年（八〇八）十月丁丑（廿九日）条に、

制、稽^三於前例、大嘗散齋三月也、自今以後以^三一月^二為^レ限、

とあるように、大嘗祭の散齋は三ヶ月に拡大されていたのを「大祀」の一ヶ月に訂正されたのである。大嘗祭が「神祇令」で散齋期間を一ヶ月と規定する「大祀」であったのか、「大祀」以上のものであったのかについては説の分かれるところであるが、いずれにしても律令とは別の慣例によって律令祭祀が運営されていたことは否定できない。

さらに、律令祭祀の根幹とされる班幣についても、『類聚三代格』（巻一・科祓事）に、

太政官符

応^レ科^レ上^三祓祈年・月次・新嘗祭不^レ参五畿内近江等国諸社祝^二事

右撰格所起請称、太政官弘仁八年二月六日下^三諸国^二符称、得^三神祇官解^二称、件等祭日諸社祝部等、理須^レ未^レ祭之前会^三集官底^二、各請^三幣帛^二依^レ例供祭、而比年祝部等怠慢不^レ会集、再三教導習^レ常不^レ慎、遂使^三幣帛一百册^二裹收在^三官庫^二、無^レ人^レ預付、謹案^三太政官去宝龜六年六月十三日符^二称、右大臣宣、頒^レ幣之日祝部不^レ参、自今以後不^レ得^レ更然、若不^レ俊者宜^レ早解替^レ者、望請^レ論^三有位無位^二還^レ本永懲^三将来^二者、右大臣宣、奉^レ勅、奉詢之礼務在^三潔誠^二、闕怠之徒実須^三科处^二、宜^レ委^三曲所由^二牒^三示要路^二、覚^レ悟愚輩勿^レ令^三違失^二、若猶不^レ慎、解却還^レ本者、今案^三格旨^二依^レ一度怠^三永停^二其任^二、事涉^三苛

細_二理乖_一適中、伏望先科_二件祓_一令_レ慎_二将来、若不_二俊革_一即從_二解却_一者、中納言兼左近衛大将從三位藤原朝臣基経宣、奉_レ勅、依_レ請、貞観十年六月廿八日

とあり、奈良末、宝亀年間（七七〇〜七八〇）には幣帛を取りに出来ない祝部らのことが問題となり、平安時代に入ってから度々禁制が出されている。律令国家にとって「国家の大事」と意識されながらも、班幣制は実質的機能を失っていったと考えざるを得ない。班幣制度は「神祇イデオロギー」によって地方支配を完徹するものとも位置付けられているが、在地レベルでの実態を把握することは難しい。その中で、宝亀三年（七七二）に武蔵国入間郡で起こった神火事件は大変貴重な史料を提供している。¹⁹⁾ 武蔵国司が提出した解に基づいて制作された太政官符で、

太政官符神祇官

応_レ奉_二幣帛神社_一事

右、得_二武蔵国司去年九月廿五日解_一称、以_二今月十七日_一入間郡正倉四字着火、所_レ焼糲・穀惣壹萬伍伯壹拾参斛、亦滅_レ之百姓十人忽臥_二重病、頓死二人、仍卜占、在_二那家西北角_一神_二出雲伊波比神崇云、我常受_二給_一 朝廷幣帛、而頃年之間不_レ給、因_レ茲引_二率那家内外所_レ有雷神_一發_二此火災_一者、仍勅_二外大初位下小長谷部広麻呂申云、実常班_二奉_一 朝廷幣帛_一神也、而頃年之間不_レ為_二給下_一者、仍檢_二案内、太政官去天平勝宝七年十一月二日符称、武蔵国預_二幣帛_一社四処、多摩郡小野社・加美郡今城青八尺稻実社・横見郡高負比古乃社・入間郡出雲伊波比社者、官符灼然、而時々班_二奉幣_一漏落者、^(天中臣清麻呂)右大臣宣、奉_レ勅、依_レ例施行者、官宜_二承知、准_レ勅施行、符到奉行、

參議正四位下行右大弁兼右兵衛督越前守藤原朝臣「百川」 左大史正六位上会賀朝臣「真綱」

宝亀三年十二月十九日

とあり、正倉四字が焼失し、消火にあたった百姓十人が重病になり二人が頓死したという事件について、卜占の結果、出雲伊波比神の祟であると考えられた。その理由は、常に受けていた「朝廷の幣帛」を近年受けなくなったからというところで、実際に調査してみると、天平勝宝七年（七五五）の文書に記載されているが近年の班幣から漏れていたことが判明したという。このような事件が起こったことにより、神祇官に班幣の徹底が命じられたということは、奈良時代末、特に仏教政治による神祇行政の弛緩があり、称徳女帝の後に即位した光仁天皇の時代、太政官主導による神祇祭祀の立て直しがなされたことを意味している。²⁰⁾

奈良時代に必ずしも律令祭祀の施行が徹底していなかったとするならば、祭そのものの意義の変更・喪失も当然予想される。天武・持統朝に重視されていた風神祭・大忌祭が、『延喜式』で小祀とされ、平安時代に国司の祭と認識されるのは、その一例であろう。他にも実体不明の律令祭祀は多いが、③季春の鎮花祭や④孟夏の三枝祭は、それぞれの祭場とされる大神神社・三枝神社の奉斎氏族である狹井氏・大神氏が律令制定時に有していた地位を失ったこと²¹⁾で、祭儀の必要性も低下したのではないかと考えられる。そして、律令が制定された当時、国家の重職を担う氏族単位の祭祀が中核を占めていたとするならば、班幣も「百官」を対象とし、「神主」を兼ねる氏長者へなされていた可能性が指摘できる。そして、時代と共に官人の実態と班幣対象氏族が隔離し、神社を対象にする形態へと変化したことも十分想像される。宝亀年間の太政官主導による班幣儀礼の見直しは明らかに神社を対象としているが、これにも限界があった。

神社の祭神に対しては「神階」を授けることも行なわれる。神階奉授

については、班幣対象となる官社の序列化、ないしはその副次的産物と見なす見解もある。⁽²²⁾しかし、奈良時代に神階は一般化しておらず、神の靈験を祈請するために捧物に近い感覚で奉られるものであった。⁽²³⁾神階制度の本格的な展開は延暦年間（七八二～八〇六）以降であるが、同時代には名神奉幣も盛んになる。このような異なる神社制度が混在することに、班幣制の限界と、それまでの神祇行政の苦難が察せられるのである。

三、律令外祭祀——伊勢齋王と出雲国造神賀詞奏上——

これまでの考察により、「神祇令」の祭祀や規定は、奈良時代に厳格に実施されずに変質し、光仁・桓武朝（宝龜・延暦年間）の見直しを経て、嵯峨朝（弘仁年間）以降の格式編纂によってあるべき姿に整えられた、という歴史の変遷が見えてきたと思われる。それでは、理念通りの律令祭祀の執行ができなかった奈良時代に、その精神的欠如を補うための方策は採られなかったのであろうか。

大宝律令制定後、神祇行政についても理念と現実の乖離を埋めるべく古代国家による努力が続けられたと見るべきで、それが「神祇令」に規定されていない儀礼の成立・展開となって表われたと考えられる。これを奈良時代における律令外祭祀として位置付けることができよう。

律令外祭祀の第一として、伊勢神宮への齋王⁽²⁴⁾_ヲ遣⁽²⁵⁾と齋宮寮の整備を挙げることができる。

伊勢齋王は大化以前からあり、特に天武朝の大来皇女に重要な意義があるものの、持統朝に⁽²⁶⁾_ヲ遣⁽²⁷⁾されることはなく、「神祇令」にも齋王についての規定はなされなかった。そして『続日本紀』に、

文武二年（六九八）九月

律令祭祀の変質と律令外祭祀

三橋 正

丁卯、遣⁽²⁸⁾当耆皇女⁽²⁹⁾侍⁽³⁰⁾于伊勢齋宮、

大宝元年（七〇二）二月

己未、遣⁽³¹⁾泉内親王⁽³²⁾侍⁽³³⁾於伊勢齋宮、

慶雲三年（七〇六）閏正月

癸酉、泉内親王⁽³⁴⁾參⁽³⁵⁾于伊勢大神宮、

八月

庚子、遣⁽³⁶⁾三品田形内親王⁽³⁷⁾、侍⁽³⁸⁾于伊勢大神宮、

十二月

丙子、遣⁽³⁹⁾四品多紀内親王⁽⁴⁰⁾、參⁽⁴¹⁾于伊勢大神宮、

養老元年（七一七）四月

乙亥、遣⁽⁴²⁾久勢女王⁽⁴³⁾侍⁽⁴⁴⁾于伊勢太神宮、從官賜⁽⁴⁵⁾祿各有⁽⁴⁶⁾差、是日⁽⁴⁷⁾入、百官送⁽⁴⁸⁾至⁽⁴⁹⁾京城外⁽⁵⁰⁾而還、以⁽⁵¹⁾從五位下猪名真人法麻呂⁽⁵²⁾、為⁽⁵³⁾齋宮

頭、

同五年（七二二）九月

乙卯、天皇御⁽⁵⁴⁾内安殿、遣⁽⁵⁵⁾使供⁽⁵⁶⁾幣帛於伊勢太神宮、以⁽⁵⁷⁾皇太子女井

上女王⁽⁵⁸⁾為⁽⁵⁹⁾齋内親王、

神龜四年（七二七）九月

壬申、遣⁽⁶⁰⁾井上内親王⁽⁶¹⁾、侍⁽⁶²⁾於伊勢大神宮焉、

と見られるように、文武朝以降に整備されていったのである。文武朝の律令編纂期に齋王⁽⁶³⁾遣⁽⁶⁴⁾が再興され、律令制施行と期を同じくして天皇一代ごとに遣わされるものとの意識が形成されたのであれば、理念としての律令祭祀と現実としての律令外祭祀が「神祇令」制定当初から並立していたといえる。それは、齋宮司を寮に格上げする太政官処分が大宝元年（七〇二）八月甲辰（四日）に出され、翌二年正月乙酉（十七日）に齋宮頭を任じているように、大宝以降、齋宮寮が整備されることも対

応する。齋宮寮は齋王不在の時は閉鎖されていたとも考えられ、その設置時期を確定するのは難しいが、養老二年（七一八）八月甲戌（十三日）条に「齋宮寮公文、始用^レ印焉、^レとあり、「始めて印を用いた」とあることは、この頃になってやっと「寮」として不動の地位を確立し、さらに神龜四年（七二七）八月壬戌（廿三日）条に「補^二齋宮寮官人^一百廿一人、^レとあることは、神龜年間に人員が整備され、官位相当も定められたと見なされる。⁽²⁵⁾

ところが、「神祇令」には齋王・齋宮寮の規定はなく、齋王が伊勢神宮のどの祭に参加するのとも不明である。これは、「神祇令」の規定と律令国家が実際に行なっていた儀礼との間に差異があったことを意味する。理念としては神祇官が「常典」によって祭ることとされた神宮の諸祭祀を、実際は天武朝以前からの伝統をもつ齋王の発遣によって補う。換言すれば、神宮の祭祀を請け負う存在として齋王が置かれ、それを全うするための齋宮寮が整備されたと考えられる。

ところが、『延暦儀式帳』や『延喜式』の記載を見る限り、齋王は「三節祭」と呼ばれる六月・十二月の月次祭と九月の神嘗祭にだけ参加するのであり、律令祭祀に含まれる神宮の祭すべてにはない。すなわち、神衣祭は神祇官からも齋王からも遠く離れたところで行なわれていたことになり、平安時代（弘仁以降）の式編纂の過程では、その「齋」規定からも取り除かれてしまう。

また、神嘗祭に対しては五位以上の王と中臣・忌部が、祈年祭と月次祭には祭主が奉幣使として発遣されることになる。これらの儀の成立時期については検討が必要だが、伊勢神宮と朝廷を結ぶ祭主の設置は平安時代に入ってからである。⁽²⁶⁾ 齋宮・祭使・神宮司・祭主という異なる制度が多重的に混在することからも、いかに朝廷による律令祭祀の把握が困

難であったかが窺える。

律令祭祀の理念と現実の差異という点では、大祓についても同様のことが言える。前稿で「神祇令」^⑩にある定例大祓の挙行が困難であったことを指摘したが、それは臨時大祓についても同じである。「神祇令」^⑪の規定をしてみると、臨時の「諸国大祓」をする際には、郡毎に刀・皮・鍬・雑物、戸毎に麻、そして国造は馬を祓物として提出しなければならぬことになる。これは、天武朝の「大解除」を踏襲して「神祇令」の条文に入れられたものと考えられるが、臨時大祓のすべてにこの規定が適用されていたとは思えない。それは、『儀式』『延喜式』等の記載からも窺える。⁽²⁷⁾

律令制下において、諸国の国造をも対象とした大祓が一度だけ認められる。それは、前稿でも指摘した大宝二年三月己卯（十二日）の「大幣を班つ」前に行なわれた大祓である。その後、国造の政治的重要性の喪失と共に臨時大祓での祓物提出もなくなった、というより律令国家が実際に全国から祓物を集めることが不可能になり、規定通りの「諸国大祓」が行なえなくなったと考えられる。

それに代わって創出されたのが出雲国造神賀詞奏上ではないだろうか。出雲国造神賀詞奏上についてはより古くから行なわれていたとする見解も従来は存在したが、『続日本紀』靈龜二年（七一六）二月の条に、⁽²⁸⁾

丁巳、出雲国々造外正七位上出雲臣果安、齋竟奏^二神賀詞^一、神祇大副中臣人足、以^二其詞^一奏聞、是日、百官齋焉、自^二果安^一至^二祝部^一、一百一十余人、進^レ位賜^レ祿各有^レ差、

とあるのが初見記事で、この元正朝の儀を以て嚆矢とし、『同』神龜元年（七二四）正月の条に、⁽²⁹⁾

戊子、出雲国造外從七位下出雲臣広嶋奏^二神賀辭^一、

(廿八日) 己丑、広嶋及祝・神部等、授位賜禄各有差、

とある聖武天皇への讓位(二月甲午(四日))直前の儀で定着したという見解がほぼ定説となっている。⁽²⁸⁾しかも、出雲国造職の交替は天皇即位の際、律令国家によって強制的に断行されており、神賀詞奏上もこれまで通説とされてきた国造職継承に伴う新任の儀礼ではない。また、その成立は大宝の大祓の際、諸国の国造の中央召集に貢献した忌部宿禰子首の出雲守就任によってである。それが、新たに即位した天皇の統治の安定を祈る儀式、あるいは即位儀礼の一環であったかどうかは検討の余地があるが、神賀詞奏上が諸国国造の中央(天皇)に対する忠誠の証を出雲国造一身に荷かせた儀であったことは認められるであろう。

そうすると、国造に対する神祇的服属儀礼の点でも「神祇令」の規定通りに運営できず、実際には出雲国一国に請け負わせ、しかも一代ごとの天皇に関わる象徴的な儀礼に妥協しなければならなかった、そのような律令国家の姿が浮かび上がってくる。

伊勢齋王発遣と出雲国造神賀詞奏上の間には、天皇ごとに交替させられ、長期間に渡る事前の「齋(潔齋)」が必要とされるなど、多くの類似点がある。また、これらが定着する時期には、律令では不明確であった祓祓大嘗祭と毎年の新嘗祭との相違もはっきりしてくるように、天皇の即位に伴う儀礼の意味が極度に重視されていたと言える。唐の「祠令」に倣って年中恒例の祭を並べる形で示されたものが「神祇令」の祭祀体系であったとすると、それが現実化されるには、かなりの紆余曲折があったものと思われる。その過程で神宮祭祀の請け負いとしての伊勢齋王と、全国の国造の服属儀礼である大祓の請け負いとしての出雲国造神賀詞奏上とが、両者共に天皇と深く関わる儀礼として編成されたことに、律令国家の真の姿を見ることができるといえる。

おわりに

本稿では、『大宝令』で規定されたと考えられる「神祇令」の規定について、律・格・式との比較から、その本格的な実施と法整備が平安時代なされたことを明らかにし、そこで再整備された規定を制定当初に遡及して考察してはならないことを指摘した。そして、天皇親祭儀礼としての大嘗祭や「神祇イデオロギー」の象徴とされる班幣祭儀礼についても、「神祇令」的な理念と現実にはかなりの差異があったことを論じ、その精神的欠如を補う意味で伊勢齋王の発遣や出雲国造神賀詞奏上という律令外祭祀が行なわれるようになったことを論じた。断片的な史料しかないため、想像を重ねる部分が多く、更なる検証を加える必要があるが、律令祭祀と律令外祭祀という概念を用いることで、古代国家による神祇の実態について説明する糸口を提示できたのではないだろうか。

律令祭祀の理念として最も重視されたのが「班幣」であったとすると、実態に最も適応する律令外祭祀として定着したのが、天皇が仏を拝むように神を拝む「奉幣」であった。平安時代に再構成される律令祭祀は、理念として「班幣」を重視しながらも、実質的には「奉幣」儀礼を中核に据えることになる。この変化からは、「神祇令」制定時の記紀神話に基づく天皇親・神観念が大きく変質していくことも読み取れるであろう。⁽²⁹⁾そして、このような異なる時代に成立した異なる観念に基づく儀礼が混在するという多重性こそが、神道を説明する鍵であると思われる。これらの点については、仏教との関連を考慮しながら、稿を改めて論じることにしたい。

註

- (1) 拙稿「律令国家の祭祀―その理想と現実―」(明星大学日本文化学部編『理想と現実』(明星大学日本文化学部共同研究論集第九輯、二〇〇六年)所収)。以下、本稿では「前稿」とする。
- (2) 拙稿「古代における伊勢神宮と天皇」(明星大学研究紀要―日本文化学部―言語文化学科―一四、二〇〇六年)。
- (3) 最近の研究では、水林彪『記紀神話と王権の祭り』(岩波書店、一九九一年)などがある。
- (4) 近世の国学者以来の神道研究の立場といえる。律令祭祀に関する論考は多いが、研究史の整理は別考を俟つ。
- (5) 主に戦後の歴史学会が神祇を論ずる際の基本的な立場といえる。また、律令祭祀以外に在地祭祀を想定して神祇イデオロギーによる支配が論じられ、近年の研究でも、中村英重『古代祭祀論』(吉川弘文館、一九九九年)、佐々田悠『律令国家の地方祭祀構造』(『日本史研究』五一六、二〇〇五年)などがあるが、小倉慈司「古代在地祭祀の再検討」(『ヒストリア』一四四、一九九四年)で指摘されているように、社首の持つ宗教的機能を階級支配に直結させて捉えることはできないと思われる。
- (6) 近年の研究では、西宮秀紀「神祇祭祀」(『列島の古代史 ひと・もの・こと』7「信仰と世界観」(岩波書店、二〇〇六年)所収)など。
- (7) 佐藤真人「平安時代宮廷の神仏隔離」(二十二社研究会編『平安時代の神社と祭祀』(国書刊行会、一九八六年)所収)、高森明勅「延喜四時祭式大中小祀条の成立」(『神道宗教』一三三二、一九八八年)など。
- (8) 仁井田陞『唐令拾遺』(『祠令第八復旧凡四』)には、この前後の条文(三七・三九・四〇・四一)として、
大祀、齋官皆散齋之日、平明集尚書省受誓誠、其致齋日、三公於都省安置、所司鋪設、其余官、皇城内有本司者、致齋於本司、無本司者於太常郊社太廟齋坊安置、皆日出前到齋所、至祀前一日、各從齋所、昼漏上水三刻、向祀所、仍令平明清所行之路、道次不得見諸凶穢衰、過訖任行、其哭淚之声、聞於祭所者、權斷訖事、
諸散齋有大功以上喪、致齋有周以上喪、並聽赴、即居總麻以上喪者、不得預宗廟之祭、其在齋坊病者聽還、若死於齋所、同房不得行事、
諸祭祀、二十日以前、所司預申祠部、祠部頒告諸司、
諸饌供備祭、祀前一日、諸司官典送齋所、行事之官並監檢對受、省其美惡之義、
- (9) 神祇官の職掌については、『職員令』第二に、
神祇官
伯一人、掌、神祇祭祀、祝部・神戸名簿、大嘗、鎮魂、御巫、卜兆、惣判官事、余長官判事准此、大副一人、掌、同、伯、余次官不注職掌者、掌同長官、少副一人、掌同大副、大祐一人、掌、糾判官内、審署文案、勾稽失、知宿直、余判官准此、少祐一人、掌同大祐、大史一人、掌、受事上抄、勘署文案、檢出稽失、讀申公文、余主典准此、少史一人、掌同大史、神部卅人、卜部廿人、使部卅人、直丁二人、
とある。
- (10) 『日本後紀』弘仁二年(八一二)二月辛未(六日)条も同じ。
- (11) 拙稿「延喜式」機規定と穢意識」(『延喜式研究』二、一九八九年)、拙稿「弘仁・貞觀式逸文について―『延喜式』機規定成立考―」(『國書逸文研究』二二、一九八九年)、拙稿「神道と穢」(『礼典研究会編『神葬祭総合大事典』(雄山閣出版、二〇〇〇年)所収)など参照。
- (12) 御体御下の儀については、井上亘「御体御卜考―古代日本の亀卜―」(武光誠編『古代日本の政治と宗教』(同成社、二〇〇五年)所収)など参照。
- (13) 『続日本紀』大宝元年(七〇一)正月の条に、
乙亥朔、天皇御大極殿受朝、其儀於正門樹烏形幘、左日像・青龍・朱雀幘、右月像・玄武・白虎幘、蕃夷使者陳列左右、文物之儀、於是備矣、
とあり、三月甲午(廿一日)条に「対馬鳴貢金、建元為大宝元年、始依新令、改制官名位号」とある。
- (14) 『続日本紀』慶雲元年(七〇四)二月辛亥(廿五日)条に「始停百官跪伏之礼」とありながら、『同』同四年十二月辛卯(廿七日)条に、
詔曰、凡為政之道、以礼為先、無礼言乱、言乱失旨、往年有詔、停跪伏之礼、今聞、内外斥前、皆不嚴肅、進退無礼、陳答失度、斯則所在官司不恪、其次、自忘礼節之所致也、宜自後嚴加礼彈革其弊俗、使靡淳風、
という元明天皇の詔が出されている。
- (15) 井後政要「一代一度大奉幣使の研究」(皇學館大学神道研究序編『続大嘗祭の研究』(皇學館大学出版部、一九八九年)所収)、岡田莊司「平安時代の国家と祭祀」(『続群書類完成会』一九九四年)第二編第二章「即位奉幣と大神宝使」(初出は一九九〇年)など。
- (16) 井上光貞『日本古代の王権と祭祀』(東京大学出版、一九八四年)第一編第二章「即位儀とその成立」、榎村寛之『律令天皇制祭祀の研究』(塙書房、一九九六年)第

- 一章第一節「律令国家の王位継承儀礼について」(初出は一九九〇年)、加茂正典『日
本古代即位儀礼史の研究』(思文閣、一九九九年)、溝口睦子「神祇令と即位儀礼」
(『神道学』一四二、一九八九年)など。「神霊の鏡剣」を二種の神器とするか三種の神器
とするかについても、史料によって異なる見解が示されている。
- (17) 田中卓『律令制の諸問題』(『田中卓著作集』6、国書刊行会、一九八六年)九「奈
良時代以前における「新嘗」と「大嘗」について」(初出は一九七七年)、黒崎輝人
「大嘗祭」(岩波講座『東洋思想』15「日本思想」(岩波書店、一九八九年)所収)を
はじめ、大嘗祭・新嘗祭に関する研究は多いが、加茂正典前掲書第一章「近年
の日本古代即位儀礼研究の動向と課題」第五篇第二章「大嘗祭・新嘗祭関係文献目
録」などに整理されている。
- (18) 大宝元年三月己卯(十二日)に行なわれた「惣頒幣」についても、天皇の斎戒(も
のいみ)は一日であったとも解釈できる。なお、大嘗祭と大祀の関連については、高
森明勅「再び大祀と大嘗祭について」田中卓博士・川北靖之氏の御批判を拜して「
『國學院雑誌』九一七、一九九〇年)などがある。
- (19) 田中卓『古典籍と史料』(『田中卓著作集』10、国書刊行会、一九九三年)二十五
「新史料『延暦八年、勅旨所撰』と『宝龜三年太政官符』」(初出は一九五七年)など
参照。なお、この官符に「常班三奉朝廷幣帛一神」とあることについて、臨時奉幣と
する見解(小倉慈司「八・九世紀における地方神社行政の展開」(『史学雑誌』一〇三
—一三、一九九四年)など)もあるが、川原秀夫「国史と神社行政」(林陸朗・鈴木靖
民編『日本古代の国家と祭儀』(雄山閣出版、一九九六年)所収)で指摘されている
ように、祈年祭・月次祭などの班幣と見なすべきである。
- (20) 『続日本紀』宝龜元年二月丙辰(廿三日)・同三年四月己卯(廿九日)・八月甲寅
(六日)・同十一年二月丙申朔条など宝龜年間に崇の記事が増えていることは、同時代
の神祇行政と相関するであろう。大江篤『『崇』現象と神祇官の亀卜』(『続日本紀研究
会編』『続日本紀の時代』(『塙書房』一九九四年)所収)参照。
- (21) 『続日本紀』文武四年(七〇〇)六月甲午(十七日)条に、「勅(中略)狹井信禰尺
麻呂、(中略)等、撰定律令、賜録各有差」とあり、『同』慶雲三年(七〇六)二
月庚辰(六日)条に「左京大夫從四位上大神朝臣高市麻呂卒、以壬申年功、詔贈從
三位、大花上利金之子也」とある。熊谷保孝『律令国家と神祇』(第一書房、一九八
二年)総論編第三章「奈良時代前期の神祇」など参照。
- (22) 三宅和朗『古代国家の神祇と祭祀』(吉川弘文館、一九九五年)II「古代祝詞の
変質とその史的背景」(初出は一九八六年)、巳波利江子「八・九世紀の神社行政」
(『寧楽史苑』三〇、一九八一年)など。
- (23) 林陸朗「官社制度と神階」(『國學院雑誌』五四—二、一九五三年)、小林宣彦「神
階奉授に関する一考察—奈良時代を中心にして—」(岡田莊司編『古代諸国神社神階
制の研究』(岩田書院、二〇〇二年)所収)など。
『日本書紀』に、
(24) 天武二年(六七三)四月
(十四日) 己巳、欲遣遣待大来皇女子天照太神宮、而令居泊瀬齋宮、是先潔身、稍近神
之所也、
同三年十月
(九日) 乙酉、大来皇女自泊瀬齋宮向伊勢神宮、
朱鳥元年(六八六)四月
(廿七日) 丙申、遣多紀皇女・山背姫王・石川夫人於伊勢神宮、
とある。朱鳥元年の発遣は天武天皇の病氣平癒を願う臨時のものであったと考えられ
る。斎王についての研究は多いが、榎村寛之前掲註(16)書第二章「斎王制度の研
究」など参照。
- (25) 『令集解』『類聚三代格』も参照。また『扶桑略記』神龜四年七月廿一日条に「置
齋宮寮」とある。
- (26) 藤森馨「神宮祭主成立再考」(武光誠『古代日本の政治と宗教』(同成社、二〇〇五
年)所収)など参照。
- (27) 拙稿「大祓の成立と展開」(『神道古典研究』一二、一九九〇年)、拙稿「ハラエの
儀礼—大祓と王権—」(岩波講座『天皇と王権を考える』5「王権と儀礼」(岩波書店、
二〇〇二年)所収)など参照。
- (28) 大浦元彦「出雲国造神賀詞」奏上儀礼の成立』(『史苑』四九—二、一九八六年)、
武光誠『律令太政官政の研究』(吉川弘文館、一九九九年)第一章「神祇官と太政官
との関係」—「出雲国造神賀詞」奏上儀礼の発展、瀧音能之『古代出雲の社会と交
流』(おうふう、二〇〇六年)II第四章「出雲国造神賀詞奏上の起源とその背景」な
ど参照。
- (29) 拙稿「班幣から奉幣へ—祭祀形態の変化にみる天皇観の変化について—」(『宗教研
究』二七—一、一九八七年)において、八世紀に成立した神祇令に規定された祭の形
態が班幣(諸社に幣帛を神祇官から班つ)中心であるのに対し、九世紀の「走幣」と
いう形態を経て、十世紀以降成立する祭の中心は奉幣(幣帛を天皇から奉る)形態を
とるようになり、この間に天皇観の変化があったことを指摘した。